柳津町訓令第　　号

柳津町水稲経営安定化事業交付金交付要綱

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症拡大やロシアのウクライナ侵攻等の世界経済の不安定化による肥料・燃料費等の高騰に伴い、水稲農家の経営を支援することに関し、柳津町補助金等の交付等に関する規則（平成９年柳津町規則第１号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）出荷米（うるち米、もち米含む。）　民間企業への出荷米、個人売買や委託売買等の売買米、備蓄米、飼料用米も含めたものをいう。（以下、出荷米という。）ただし、出荷米に自家消費米は含まないものとする。

（２）出荷者　上記の出荷米を出荷した者をいう。

（３）自家消費米　自ら生産し、消費している米。

（交付対象者）

第３条　交付対象者は、次の（１）、（２）、（４）又は（１）、（３）、（４）の要件を全て満たす出荷者とする。

（１）基準日（令和４年１１月１日）時点において、柳津町に住所を有する個人、法人であり、令和４年産米の出荷者

（２）出荷米の数量（キロ数）が証明できる出荷者

（３）自家消費米を生産している者

（４）町税などに滞納がない出荷者

２　出荷後又は基準日以降に出荷者が死亡した場合は相続関係が分かる書類を添付し、町長が認めた場合に限り、相続人に交付する。申請があった日から支払日までに死亡した場合も同様の取扱いにする。

（交付金額）

第４条　次の各号により、算出した額とする。

（１）出荷米１袋（３０キロ）あたり４００円とする。ただし、１袋あたりに３０キロ未満の端数が出た場合や３０キロ未満の出荷は対象としない。

　（２）自家消費米は、一律５，０００円とする。

（交付申請）

第５条　交付対象者は、柳津町水稲経営安定化事業交付金交付申請書（第１号様式）に次の必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

　（１）出荷米の数量（キロ数）が証明できる書類

２　ＪＡ会津よつば農業協同組合への出荷者に限り、ＪＡ会津よつば農業協同組合が交付対象者に代わって交付申請することができる。

（交付決定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、柳津町水稲経営安定化事業交付金交付決定通知書（第２号様式）を交付するものとする。

（概算払）

第７条　交付対象者は、前条の交付決定を受け、必要がある場合には柳津町水稲経営安定化事業交付金概算払請求書（第３号様式）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条　交付対象者は、速やかに柳津町水稲経営安定化事業交付金事業完了報告書（第４号様式）及び柳津町水稲経営安定化事業交付金事業実績報告書（第５号様式）に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（請求）

第９条　交付対象者は、事業が完了した場合は柳津町水稲経営安定化事業交付金交付請求書（第６号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第１０条　町長は、交付金の交付を受けたものが申請内容を虚偽したときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和４年度分の交付金のみ適用する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。